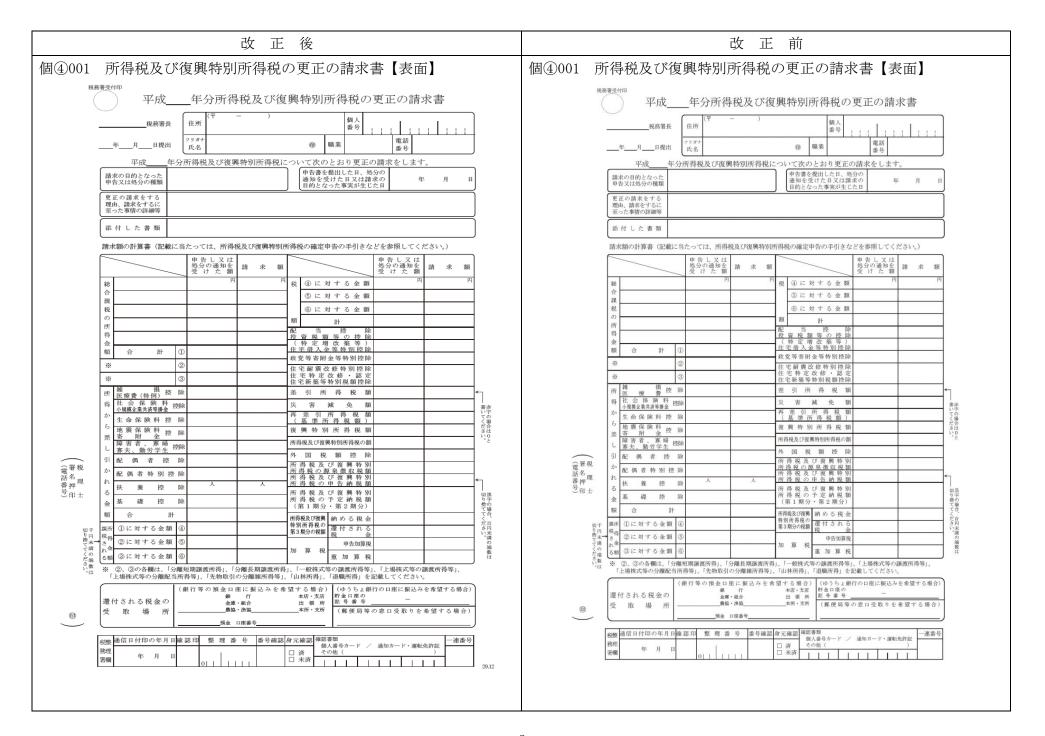
新 旧 対 照 表

改正後	改正前
目 次	目 次
第1章~第3章 (省略)	第1章~第3章 (同左)
第4章 諸申請等の処理事務	第4章 諸申請等の処理事務
(中略) 個④068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書	(新設)
個④069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書	(新設)
第5章 (省略)	第5章 (同左)
第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務 (中略)	第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務
(千吨) (100010-1 医療費控除の明細書	(新設)
個⑥010-2 医療費控除の明細書(次葉)	(新設)
個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書	(新設)
個⑥010-4 セルフメディケーション税制の明細書(次葉) (中略)	(新設)
個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に住宅耐震改修をした方用) (中略)	個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成26年4月1日以後に住宅耐震 改修をした方用)
個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用) (中略)	個⑥26-4 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成28年4月1日以後居住用)
個⑥026-7 住宅特定改修・耐震改修特別税額控除額の計算明細書(平成 29 年 4 月 1 日 以後用)	(新設)
(中略) 個⑥033-1 外国税額控除に関する明細書(居住者用)(平成 29 年分以降用)	(新設)
個⑥033-2 外国税額控除に関する明細書(非居住者用)(平成 29 年分以降用) (中略)	(新設)
(中略) 個⑥058 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (中略)	(新設)

改 正 後	改正前
個⑥061-3 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成29年分以降用)	(新設)
個⑥061-4 基準雇用者数等、給与等支給額及び比較給与等支給額の計算に関する明細書 (付表) (中略)	(新設)
個⑥062-1 特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控 除に関する明細書	(新設)
(中略) 個⑥064-1 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 29 年分以降用)	(新設)
個⑥064-2 雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書(付表) (中略)	(新設)
個⑥077-6 被災代替資産の特別償却に関する明細書(租税別措置法の適用を受ける場合)	(新設)
個⑥077-7 被災代替資産の特別償却に関する明細書(震災特例法の適用を受ける場合) (中略)	個⑥077-2 被災代替資産の特別償却に関する明細書
個⑥109-7 平成 年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書付表(損失申告用)(東日本大震災の被災者の方用)	(新設)
(中略) 個⑥114 災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書	(新設)
個⑥115 災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書	(新設)
(後略)	(後略)



個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書 き 方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条のほか所得税法第152条 から第153条の6 までに規定する更正の請求をする場合(東 日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法 第152条から第153条の6までを増用する場合を含みます。 以下同じでキ」に提出するものです。
- 2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5 年です
- 3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を旅付しなければなりません。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載してください。 なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照して ください。
- (1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号 (マイナンバー) を記載します。
- なお、請求書の控えを保管する場合においては、その 控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作 成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措 成も課する。)など、個人番号の取扱いには十分ご注意 ください。
- (2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、

「平成〇〇年分確定申告」、

「平成○○年分決定通知」 などと記載します。

- (3) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求 の目的となった事実が生じた日」欄には、請求の目的とな った申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日 又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が 国税通則法第23条第2項又は所得稅法第152条から第153 条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の 理由となった事実の生した日を記載します。その請求の 理由となった事実の生した日を記載します。その請求の
- (4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至っ

,,

- た事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しま すが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付 してください。
- (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類 名を記載します。
- (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
- ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行 等の名称、預金の種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合 は、貯金総合通帳の記号番号を、
- 記載してください。
- なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座 (納税 管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に 限ります。) への振込みをご利用ください。
- (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを 希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記 載してください。
- 5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土 地地物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる未式等の譲 疲所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の維所得等 のある方は、それぞれ次の計算部用紙などを「請水額の計算 書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」 と「更正の請水額」とを二段書きにより記載するなどして更 正の請水業に添けしてください。
- (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- (2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】
- (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- (4) 先物取引に係る維所得等の金額の明細書
- 6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本 人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご 注音ください。
- 詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

and the contract of the contra

- 【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】
 これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。
- 事業所得の金額について謳りがあった場合
- 更配線校する題。抹軟 事業所得の必要経費 (地代家賃:事務所の賃借料) について12月分(200,000円) の経費計上漏れがあり、 をすぶ至立業齢が辯縛 事業所得の金額が過大となっていたため。
- | 近日 | 10年20年9月1日 | 年末月1日の主催の「地入となっていたにめ。 | 添付した書類 | 決算書 (又は収支内訳書)、帳簿書類 (地代家賃部分)、事務所の賃借料 (12月分) を支払った領収書
- 医療費控除について控除額に誤りがあった場合
- 要砂線技术を跑り、練料 平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病能 (△△市×-×-×) へ支払った医療費 (○ を付む歪った軸の指導 ○○円) について記載欄れがあり、医療費性除額が過少となっていたため。
- 添付した書類 平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(○○○円)
- 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合
- 更砂線技术3曲。 謙太 平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたた をすむ至立執続群勝 め。
- 添 付 し た 書 類 平成×年分の社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書
- 扶養控除について控除額に誤りがあった場合
- 更正線なれる軸, 諒は 特定扶養親族に該当する子 (国税太郎、平成×年×月×日生) について一般の控除対象扶養親族としており、 をするほごな輔和辯勝 扶養控除額が過少となっていたため。
- ※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。
- 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合
- 要び締終行る独。線は □□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていた 対な玉立輪が端疇 ため。
- ※ 付した書類 (特定増改築等)住宅借入金等特別投除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

- 1 この請求書は、国税通則法第23条のほか研得税法第152条 から第153条の6までに規定する更正の請求をする場合(頃 日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な 財源の確保に関する特別措置法第21条において、所得税法 第152条から第153条の6までを理用する場合を含みます。 以下同じです」に提出するものです。
- 2 更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5 年です。
- 3 更正の請求の理由が、①一定期間の取引に関する事実に基づくものである場合は、その取引の記録等に基づいてその理由の基礎となる事実を証する書類を、②①以外のものである場合は、その事実を証する書類を終付しなければなりません。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載してください。 なお、(4)及び(5)の記載については、下の記載例を参照して
- (1) 「個人番号」欄には、更正の請求をする方の個人番号 (12 杯) を記載します。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その 控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作 成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措 置を講ずる。など、個人番号の取扱いには十分ご注意 ください。

(2) 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、

「平成○○年分確定申告」、 「平成○○年分決定通知」

などと記載します。

- (3) 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求 の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的とな った申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告再日 又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が 国秘通則法第23条第2項又は所得稅法第152条から第153 条の6までに規定する事実に基づく場合には、その請求の 理由となった事実の生じた日を記載します。
- (4) 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至っ

- た事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しま すが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付 してください。
- (5) 「添付した書類」欄には、更正の請求書に添付した書類 名を記載します。
- (6) 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
- (7) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
- ① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合 は、貯金総合通帳の記号番号を、
- 記載してください。

なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(納税 管理人を指定している場合等を除き、ご本人名義の口座に 限ります。)への振込みをご利用ください。

- (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを 希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記 載してください。
- 5 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土 地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる未株式等の譲 渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の維所得等 のある方は、それぞれ次の計算書用版とと「請求額の計算 書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」 と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更 下の請求報に添付してぐださい。
- (1) 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
- (2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】
- (3) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- (4) 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- 6 更正の請求書の提出に当たっては、請求をするご本人の本 人確認書類の提示又は写しの添付が必要となりますので、ご 注意ください。
 - 詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細等」欄及び「添付した書類」欄の記載例】

- これらの欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。
- 事業所得の金額について誤りがあった場合
- 夏政辯校する塾、誌 事業所得の必要経費 (地代家賃:事務所の賃借料) について12月分 (200,000円) の経費計上漏れがあり、 をするに至企業的解認 事業所得の金額が過大となっていたため。
- 添付した書類 決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
- 医療費控除について控除額に誤りがあった場合
- 更近端校村の憩。線 | 平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院 (△△市×-×-×) 〜支払った医療費 (○ 付付 (本)・ 神師理解 | ○○円) について記憶論社があり、医療費性診論が過少となっていたため。 後 付した 書 類 節付書版: 平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の額収害 (○○○円)
- 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合
- 更砂線をする動。線 平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたた をすび至れ、静の場合 め。
- 添 付 し た 書 類 平成×年分の社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書
- 扶養控除について控除額に誤りがあった場合
- 更正確較する塾。 隷書 特定扶養親族に該当する子 (国税太郎、平成×年×月×日生) について一般の控係対象扶養親族としており、 とするに至ふ輔が指縛 扶養技術を館が過少となっていたため。
- ※ 控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要はありません。
- 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合
 更必謀する塾、隷材 □□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていた
- けなどの対象が解析した。 はいまな、対象が解析した。 (特定地改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借
- 添付した書類 入金の年末残高等証明書

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

書き方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻 しによる所得税の選付の請求をする場合に提出するもので す。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分 の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①~⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

ロ 「A 純損失の金額」①~③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、そ の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しを しようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額が あるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除 した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残 りの純粗生の金額を書きます。

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④~⑥欄の 各欄

「A 純損失の金額」①~③欄の純損失の金額のう ち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、 一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して 翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

- (2) 「前年分の税額」⑦~⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦~⑩欄及び「D C に対する税額」⑩~⑬欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所 得金額(分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課 税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得 等、上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の 維所得等を除きます。また、既に総損失の一部につい て継戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差 し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内限を前 年分の確定申告書の控えなどから転記します。 ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」 邱欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額(※)を前年分の確定申告書の控 えなどから転記します。

※ 分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土 地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲渡所得等、上場 株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の維所得等 に対する税額を除きます。

また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによ る所得税額の遵付を受けている場合には、その遵付金 額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうちに、外国税額控除額が含ま れている場合は、外国税額控除及び募泉徴収税額を差 し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額 を差し引いた金額になります。

(3) 「練展し額控除後の税額」⑤~②欄の各欄は、次のよう に書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑤~⑥欄の各 欄

「C 課税される所得金額」⑦~⑤から「B Aのう ち前年分に繰り戻す金額」④~⑥を差し引いた金額を 書きます。

なお、その差し引き方については、一定の順序があ りますから、詳しくは税務署にお尋ねください。

ロ 「F Eに対する税額」図~②欄の各欄

「⑩」~「⑪」までの各欄の金額について、それぞ れ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して 求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所 得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑で すから、段務器にお尋ねください。

- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金 の受取りに当たって、
- 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合 は、貯金総合通帳の記号番号を、書いてください。 なお、選付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人
- 名義の口座に限ります。) への振込みをご利用ください。
- (注)ゆうちよ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り を希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等 を記入してください。

※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、 個人番号部分が複写されない排層を識する)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

書き方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻 しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するもので す。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分 の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してくださ い。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①~⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の鈍損失の金額」欄 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①~③欄の各欄

純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、そ の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しを しようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額が あるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除 した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残 りの執損失の金額を書きます。

- 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」③~⑥欄の各欄「A 純損失の金額」①~③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
- なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、 一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して 翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦~⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦~⑨欄及び「D C に対する税額」⑩~⑩欄の各欄

総損失の金額が生じた年の前年分の課税される所 得金額(分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税 の土地維勢等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所 得等、分離課税の先物取引の維所得等を除きます。ま た、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合 は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれ に対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控 えなどから転記します。 ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」①欄

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を 差し引く前の所得税額(※)を前年分の確定申告書の控 まなどから転記します。

- ※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地造物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の報所得等に対する税額を除されます。
- また、既に純損失の金額の一部について練戻しによ る所得税額の還付を受けている場合には、その還付金 額を差し引いた金額になります。

なお、税額控除額のうちに、外国税額控除額が含ま れている場合は、外国税額控除及び原泉徴収税額を差 し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額 を終し引いた金額になります。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑤~②欄の各欄は、次のよう に悪いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑤~⑰欄の各 輝

「C 課税される所得金額」⑦~⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④~⑥を差し引いた金額を まきます。

なお、その差し引き方については、一定の順序があ りますから、詳しくは税務署におたずねください。

- ロ 「F Eに対する税額」®~②欄の各欄
- 「⑮」~「⑪」までの各欄の金額について、それぞ れ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して 求めた賃出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所 得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑で すから、税務署におたずねください。

- (4) 「遠付される税金の受取場所」欄には、遠付される税金 の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - ② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の配号番号を、

書いてください。

なお、還付される税金の受取りには預貯金口座(ご本人 名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。

- (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取 りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名 等を記入してください。
- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号 (12 桁) の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。

なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、 個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書(東日本大 震災の被災者の方用)【裏面】

書き方

- 1 この請求書は、震災特例法第6条((被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等))の規定の適用を受ける方が、純損失の繰灰しによる遷付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①~⑥棚の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
- 空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- □ 「A 純損失の金額」①~③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④~⑥欄の各欄 「A 純損失の金額」①~③欄の純損失の金額のうち前 年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
- なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、 一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌 年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦~⑥の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦~⑨欄及び「D Cに対 する税額」⑩~⑪欄の各欄

純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金 額(分鑑課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の土地 建物等の譲渡所得等、一般株式等の譲渡所得等、上場株式 等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の維所得等を除き ます。また、既に純損失の金額の一部について維展しを している場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額 及びそれに対する算出税額の対限を前年分の確定申告書 の場合などから応知します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」 ①欄

純損失の金額が生じた年の前年分の原泉徴収税額を差 し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得 等、分離課税の土地建物等の譲渡所得、一般株式等の譲 液所得等。上場株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取 引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損 失の金額の一能について嫌灰しによる所得税額の遷付を 受けている場合には、その遷付金額を差し引いた金額) を前年分の確定申告書の煙をなどから転記します。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑤~①欄の各欄は、次のよう に書いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑤~⑪欄の名欄 「C 課税される所得金額」⑦~⑨から「B Aのうち 前年分に繰り戻す金額」④~⑥'を差し引いた金額を書 きます。

「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」に、被災純損失金額(③'、 ⑤'、⑥')と被災純損失以外の純損失の金額(以下「被災純損 失以外の金額」といいます。)(④、⑤、⑥) がある場合におい て、課税総所得金額等からこれらの金額を控除するときは、ま ず、被災純損失以外の金額から控除し、次に被災純損失金額を 排除します。

ロ 被災純損失以外の金額の計算

- (イ) 総所得金額の計算上生じた被災純損夫以外の金額を繰り戻す場合には、まず、その金額を選税総所得金額(②)から長韓します。この場合、総所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額に、変動所得の損失の金額(③)とその他の損失の金額(⑤)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除します。
- (2) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額 を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(⑧) から控除します。
- (ハ)(イ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山 林所得金額(⑧)、課稅退職所得金額(⑨)の順に控除 します。
- (二) (2)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総 所得金額(⑦)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除し ます。

ハ 被災純損失金額の計算

- ロの計算をしてもなお控除しきれない損失の金額がある場合には、以下の順に控除します。
- (イ) 総所得金額の計算上生じた被災純損失金額を繰り戻 す場合には、まず、その金額を課稅総所得金額(②) から陰除します。この場合、総所得金額の計算上生じた被災純損失金額に、変動所得の損失の金額(③)かある場合には、まず、その他の損失の金額(⑤)がある場合には、まず、その他の損失の金額(⑥)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除します。
- (p) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失金額(⑥) を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(⑧) から 地略(ませ)
- (^) (イ)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山 林所得金額(③)、課税退職所得金額(⑤) の順に控除 します。
- (二) (a) の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総 所得金額(⑦)、課税退職所得金額(⑩) の順に控除し ませ

ニ 「F Eに対する税額」®~②欄の各欄

「⑮」~「⑪」までの各欄の金額について、それぞれ 純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求め た算出税額を書きます。

- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号(マイナンバー)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- ※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。 なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正前

個④003-1 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書(東日本大震災の被災者の方用)【裏面】

書き方

- 1 この請求書は、震災特例法第6条(被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等))の規定の適用を受ける方が、純損失の繰灰しによる遷付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①~⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄

空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。

- □ 「A 純損失の金額」①~③欄の各欄 純損失の金額の内訳を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④~⑥欄の各欄「A 純損失の金額」①~③欄の純損失の金額のうち前
- 年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。 なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、 一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌
- 一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。(2) 「前年分の税額」⑦~⑯の各欄は、次のように書いてく
- ださい。
 イ 「C 課税される所得金額」⑦~⑨欄及び「D Cに対する粉額」⑩~⑪欄の冬欄

総組集の企額が生じた年の前年分の課程される所得金額(分離課程の上地様大等の配当所得、分離課程の土地建物等の譲渡所得、分離課程の株式等の譲渡所得等、分離課程の先物取引の維所得等を除きます。また、既に純損失の金額の一部について縁戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」①機

純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差 し引く前の所得税額(分離課税の上場株式等の配当所得、 分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の 譲渡所得等、分離課税の先物取引の維所得等に対する税 額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について 縁戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、そ の還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の 投えなどから転記します。

- (3) 「繰戻し額控除後の税額」③~①欄の各欄は、次のよう に書いてください。
- イ「E 機関し後の課税される所得金額」⑤~⑪欄の各欄 「C 課税される所得金額」⑦~⑪から「B Aのうち 前年分に繰り戻す金額」④~⑪'を差し引いた金額を書 きます。

「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」に、被災純損失金額(③'、 ⑤'、⑥') と被災純損失以外の純損失の金額(以下「被災純損 失以外の金額」といいます。)(④、⑤、⑥) がある場合におい て、課稅総所得金額等からこれらの金額を控除するときは、ま ず、純災純損失以外の金額から控除し、次に被災純損失金額を 接除します。

ロ 被災純損失以外の金額の計算

- (イ)総所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額を繰り戻す場合には、まず、その金額を課稅総所得金額 (①)から控除します。この場合、総所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額(⑤)がある場合には、まず、その他の損失の金額(⑥)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除し、次に変動所得の損失の金額(⑥)を控除します。
- (p) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失以外の金額 を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(®) から控除します。
- (n) (f)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山 林所得金額(⑧)、課税退職所得金額(⑨)の順に控除 」キオ
- (二) (2) の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総 所得金額(⑦)、課税退職所得金額(⑩) の順に控除し ます。

ハ 被災純損失金額の計算

ロの計算をしてもなお控除しきれない損失の金額があ る場合には、以下の順に控除します。

- (イ) 総所得金額の計算上生じた被災純損失金額を繰り戻 寸場合には、まず、その金額を課税総所得金額(⑦) から控除します。この場合、総所得金額の計算上生じ た被災純損失金額(⑤') と その他の損失の金額(⑥') がある場合には、まず、そ の他の損失の金額(⑤') を控除し、次に変動所得の損 失の金額(⑥') を控除します。
- (c) 山林所得金額の計算上生じた被災純損失金額(⑥') を繰り戻す場合には、まず、課税山林所得金額(⑧) から控除します。
- (n) (f)の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税山 林所得金額(⑧)、課税退職所得金額(⑨) の順に控除 します。
- (二) (n) の控除後、控除しきれない損失の部分は、課税総 所得金額 (⑦)、課税退職所得金額 (⑩) の順に控除し ***

ニ 「F Eに対する税額」®~⑩欄の各欄

「⑬」~「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ 純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求め た算出税額を書きます。

- ※ 請求書を提出する際には、①個人番号(12 桁)の記入及び②請求をする方の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
- ※ この請求書に記入した金額は、翌年以降の確定申告の際にも必要となりますので、大切に保管してください。 なお、請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後	改 正 前
国全068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書【表面】	(新設)
成務署受付印 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書	
(在所地・駅所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。) (TEL -) (TE	
所得税法施行令第221条の4第4項又は同令第292条の3第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同令第221条の4第5項又は同令第292条の3第5項の規定により以下のとおり届けます。 1 適用を受けようとする最初の年 平成年 2 各年7月1日から12月31日までの間の一定の日月日 3 確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由 4 その他参考となるべき事項 5 恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名 (非居住者の方でこの特例を適用する場合は記載してください。)	
(TEL) 数 理 番 号 W(株形門 A B C 所 M M M M M M M M M M M M M M M M M M	

改正後	改正前
個④068 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書【裏面】	(新設)
書き方	
1 この届出書は、所得税法施行令(以下「所令」といいます。)第221条の4第4項又は同令292	
全の3第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場	
全に使用してください。	
音に使用してください。	
2 この届出書は、適用を受けようとする最初の年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長	
に提出してください。	
3 この届出書の各欄は、次により記載します。	
(1) 「適用を受けようとする最初の年」欄には、所令第221条の4第4項又は同令292条の3第	
4項の規定の適用を受けようとする最初の年を記載してください。	
(2) 「各年7月1日から12月31日までの間の一定の日」欄には、所令第221条の4第4項又は同	
令 292 条の3第4項の規定する一定の日を記載してください。	
(3) 「確定申告期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、所令第 221 条の 4	
第4項又は同令292条の3第4項に規定する提出期限までに同項に規定する危険勘案資産額を計	
算することが困難である理由を記載してください。 (4) 「恒久的施設を通じて行う事業の経営責任者の氏名」欄には、非居住者の方で、所令 292 条の	
(4) 「恒久的配紋を通して行う事業の経営責任者の氏名」欄には、非居住者の方で、所令 292 条の 3 第 4 項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。	
3 男子項の別定の週刊を支行る物目のの記載してくたです。	

改正後	改 正 前
069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書【表	(新設)
後 ^{事 受 か} ジャ ジャ ジャ ジャ ジャ 大き は できます ジャ ジャ できます かい ジャ できます ジャ ジャ できます かい ジャ できます かい ジャ ジャ シャ	
平成 年 月 日 住 所 電話() - 連 絡 先 電話() - 73	
災害損失特別勘定の機入れの対象とした修繕等が平成 年12月31日までに完了できない事情にありますので、所得 税基本通整6・37共-7の9に基づき、被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する下記の年分において、当 該年分の年末の災害損失特別勘定の金額を総収入金額ご算入することを申請します。 記	
被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分 平成 年分 本 年 末 の 災害損失特別勘定の機額 (① (① (②)	
修 繕 費 用 等 の 見 込 額 ②	
# 名称及び種類 又は共通費用の費目 変 接変の所在地 変 種類及び細目 翌年分以後に完了「すると見込まれる修練等⑤ の工事の名称等 同上の修繕等の工事期間⑥ 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平 平	
申請をした修繕を了年分 に修繕が完了すると 見込まれる事情等 関与税理士 模 整 理 番 号 関係部門 A B C 務 審 通信日付印の年月日 確認印理 個 年 月 日	

改正後 改正前 個④069 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書【裏 (新設) 面】 災害損失特別勘定の総収入金額算入年分の延長確認申請書 この延長確認申請書は、所得税基本通識36・37共一7の9((修練等が遅れた場合の災害損失特別勘定の総収入金額の算入の特 例)に定めるところにより、災害損失特別勘定の繰入れをした方が、被災資産に係る修繕等がやむを得ない事情により災害 があった日の属する年(以下「被災年」といいます。)の翌年12月31日までに完了しなかったため、同日において災害損失 特別勘定の残額(災害損失特別勘定への繰入額から同日までに取り崩した金額に相当する金額を控除した残額をいいます。 以下同じ。)を有している場合において、所轄税務署長の確認を受けて、修繕完了年分(被災事業資産の修繕等が完了する と見込まれる日の属する年分をいいます。以下同じ。)において、当該修繕完了年分の年末における災害損失特別勘定の金 額を総収入金額に算入することを申請する場合に記載します。 この申請書は、災害があった日の属する年分(以下「被災年分」といいます。)の翌年分の確定申告書の提出期限までに 提出してください。 〇 記載要領 (1) 「被災資産の修繕等が完了すると見込まれる日の属する年分」欄には、所轄税務署長の確認を受けようとする修繕完 了年分を記載します。 (2) 「①」欄には、被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の総収入金額算入に関する明細書」の(「⑩」欄-「⑥」欄) に相当する金額を記載します。 (3) 「②」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる修繕費用等の 金額として、「⑦」欄の合計額から「⑧」欄の合計額を控除した残額を記載します。 (4) 「③」欄には、「①」欄の金額から「②」欄の金額を控除した残額を記載します。 なお、この欄に記載する金額がある場合には、その金額に相当する金額を被災年分の翌年分の「災害損失特別勘定の 総収入金額算入に関する明細書」の「⑨」欄の金額に含めて記載します。 (5) 「翌0年分以後の修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額の明細」の各欄は、次により記載します。

イ 「被災資産」の各欄は、被災資産ごとに具体的に記載します。

なお、被災資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災資産 を資産の種類ごとに区切り、その区分ごとに合計額を「⑦」欄及び「⑧」欄に記載することができます。

- ロ 一の被災資産につき複数の修繕等の工事を行うこととしている場合には、次によります。
- (イ) 「(5)」欄には、複数の工事のうち主なものを「○○工事等」と記載します。
- (a) 「⑥」欄には、複数の工事のうち最初の工事期間の始期から最後の工事期間の終期を記載します。
- ハ 「⑦」欄には、被災年の翌々年1月1日から修繕完了年分の12月31日までに支出することが見込まれる「⑤」欄の 修繕等の工事に係る修繕費用等の見込額を記載します。

なお、修繕費用等とは次の費用をいいます。

- (イ) 被災資産の取壊し又は除去のために要する費用
- (ロ) 災害により土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- (ハ) 被災資産の原状回復のための修繕費(被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又 は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。)
- (二) 被災資産の損壊又はその価値の減少を防止するために要する費用
- ニ 「⑧」欄には、被災年の翌々年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金、補助金その 他これらに擬するもの(以下「保険金等」といいます。)により補塡されると見込まれる金額がある場合に、当該補 填されると見込まれる金額(被災年の翌年中に収受した保険金等のうち「⑦」欄の修繕費用等の額に充てることとし ている金額を含みます。) を記載します。

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表)

(平成 年分)

出

用

氏 名_____

0

ф

#

してくださ

- この計算書は、農業を営む方が、次の①及び@の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法 第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。
- ② 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- 一等定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の維及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
 - 2 免税対象飼育年とは、上の⑦及び⑩の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている 肉用牛及び売均価額が100万円未満(その売却した肉用牛が交達種に該当する場合には80万円未満、ホルス タイン様、ジャージー報及は乳月種に該当する場合には80万円未満)の肉用牛をいいます。
 - ※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

中告書日第一表の「収入金額等」側及び「所得金額」側の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」側で 計算し、申告書目第一表の「税金の計算」側の含までの記入が終わったら、「2 腰税総所得金額に対する税額の計 資」側で、申告書日第一表の「税金の計算」側の含に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

所得金額 (青色中や石は青色中) (公一B一C)	© 再從者控除額 (由色甲数数のみ並ん)	B 必要経費	② 収入金額		
P	j4	H	14	①	農業所得
			內	2	①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得
				(3)	① - ②

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「青色申告決算書(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「収支内訳書(農業所得用)」から転記します。)。
- 2 ②欄には、上の③及び⑤の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、「⑥収入金額」欄の内書には、免税対象制育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象制育牛に該当する肉用牛の売却開致が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象制育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
- 3 ③欄の金額を中告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。 なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益適算及び損失の機超控除ができない場合がありますので ご注意ください。
- ※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額については、 担益通事、純担失の雑越持除の計算や維制控除、医療費持除、管防全控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、 税務署にお尋れください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額 に対する税額	1		円 申告書B第一表の「税金の計算」欄の間の金 類を書いてください。
配 当 控 除	(5)		申告書B第一表の「税金の計算」欄の回の金 額を書いてください。
投資税額等控除	6		申告書日第一表の「税金の計算」模の図の金額を書いてください。
(特 定 增 改 築 等) 住宅借入金等特別控除	Ø		申告書B第一表の「税金の計算」欄の図の金 額を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	8		申告書B第一表の「税金の計算」欄の⑤~⑥ の金額を書いてください。
住宅 耐震 改修 特 別 擅 除住宅特定改修、認定住宅新 集 等 時 別 根 額 於 除	9		申告書8第一表の「税金の計算」欄の⊗~⑤ の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	00	(赤字のときは0)	
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額等	0		 1 申告書に記載する農業所得:欄の②に内 書きした収入金額を書いてください。
① × 5 %	120		(中告書日第一表の「税金の計算」欄の砂に転
(a) + (b)	(3)		記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお 暴ねください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の図の金額の頭部に「⑩」と書いてください。 また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「指法25」と書いてください。

改正前

個6003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書 (兼確定申告書付表)

(平成 年

氏 名_____

- この計算書は、農業を営む方が、次の①及び回の特定の肉用牛の売却による農業所得について、租税特別措置法 第25条の規定の適用を受ける場合に使用します。
- ② 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
- 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した出産後1年未満の肉用牛
- (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種雄牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
 - 2 免税対象飼育牛とは、上の②及び⊙の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている 肉用牛及び売却循節が100万円未満(その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には80万円未満、ホルス タイン種、ジャージー種では乳用種に該当する場合には80万円未満)の肉用牛を小います。
 - ※ この場合の売却価額については、消費税及び地方消費税に相当する金額を上乗せする前の売却価額となります。

申告書 B第一表の「収入金額等」 | 振及び「所得金額」棚の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で 計算し、申告書 B第一表の「税金の計算」棚の砂までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計 算」欄で、申告書 B第一表の「税金の計算」棚の砂に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

		A 収入金額	B必要経費	◎ 専従者控除額 (自会申告者のみ記人)	所得金額 (青色申告者は青色申 告報の金額) (公一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農業所得	0	円	円	FI)	p.
①のうち、特定の肉 用牛の売却による所得	2	14			
① - ②	3				

- 1 ①欄には、本年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください(青色申告者の場合には「青色申告決算書(農業所得用)」から、白色申告者の場合には「収支内訳書(農業所得用)」から転記します。)。
- 2 ②欄には、上の②及び⑤の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。たお、「②収入金額」欄の内書には、免税対金飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対金飼育牛に該当する肉用牛の売却頭数が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を書いてください。
- 3 ②欄の金額を申告書B第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。 なお、③欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますので かかった。
- ※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業(事業)所得の金額については、 損益通算、維損をの機械控除の計算や維損控除、医療費控除、若附を控除又は事業専従者控除などの控除額 の計算等の基礎となる総所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署 にお尋ねください。

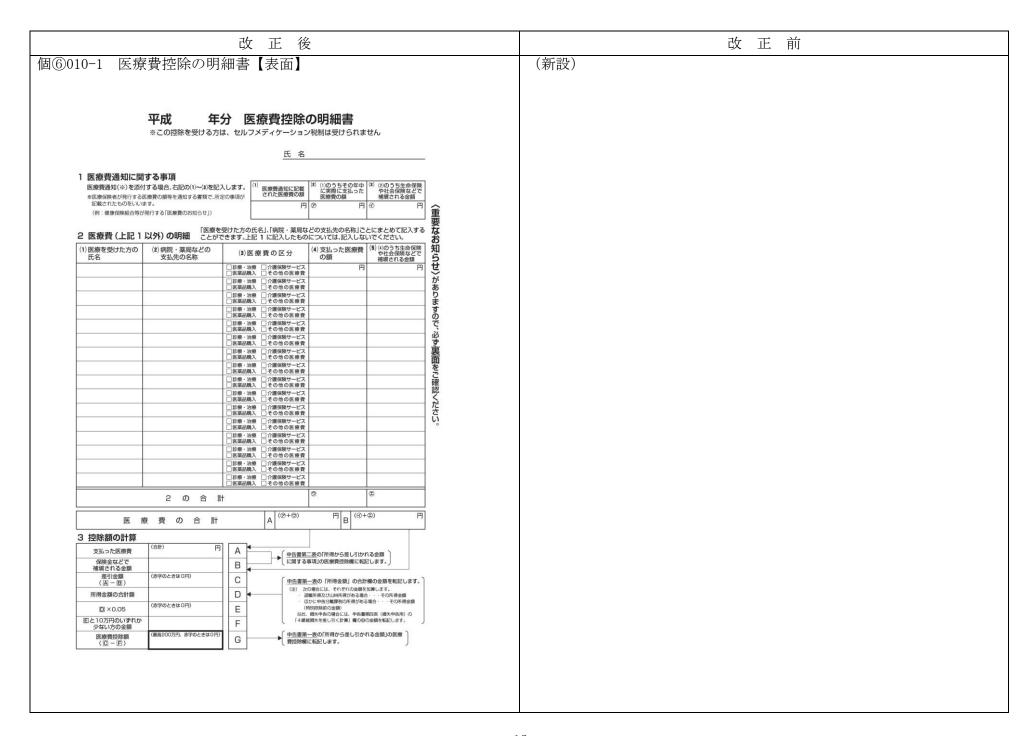
2 課税総所得金額に対する税額の計算

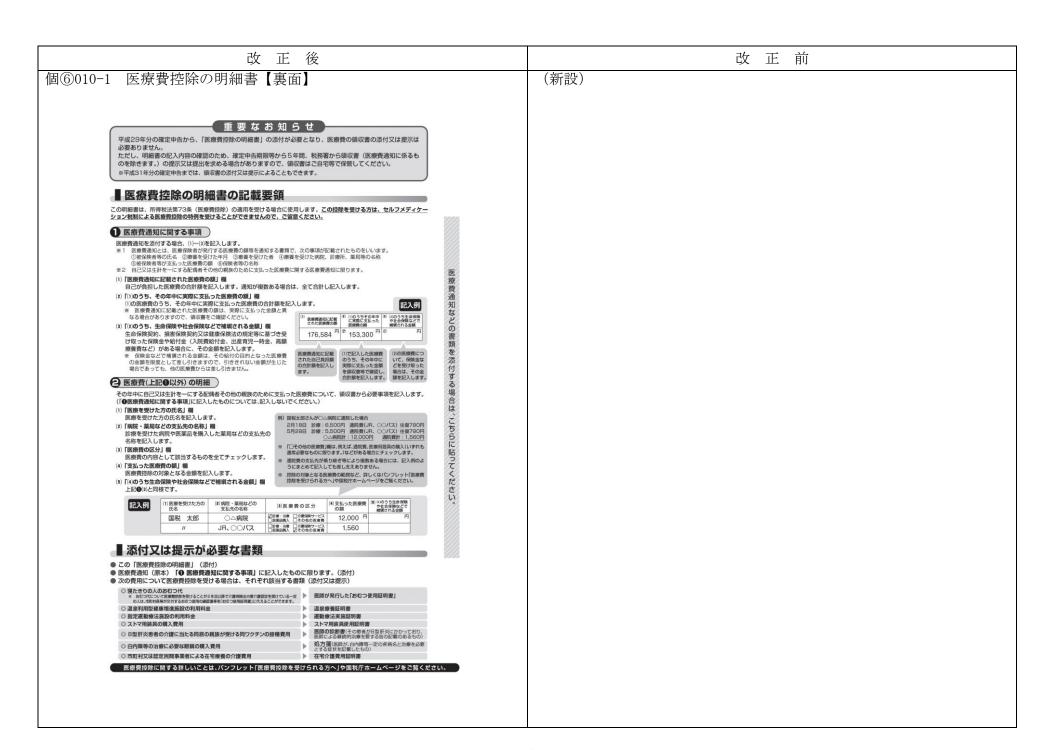
課税総所得金額に対する税額	4	円 ・ 申告書B第一表の「税金の計算」欄の②の金 級を書いてください。
配 当 控 除	6	◆ 申告書B第一表の「税金の計算」欄の図の金 額を書いてください。
投資税額等控除	6	- 「申告書B第一表の「税金の計算」欄の図の金 級を書いてください。
(特定增改築等) 住宅借入金等特別控除	7	申告書B第一表の「税金の計算」欄の他の金 級を書いてください。
政党等寄附金等特別控除	8	- [申告書B第一表の「税金の計算」欄の②~② の金額を書いてください。
住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修,認定住宅 新築等特別税額控除	9	申告書日第一表の「税金の計算」欄の⑤~⑥ の金額を書いてください。
差 引 所 得 税 額 (①-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)	00	(赤字のときは0)
免税対象飼育牛以外の特定の 肉用牛の売却による収入金額等	00	■ 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に込まさした収入金額を書いてください。
① × 5 %	12	(申告書日第一表の「税金の計算」欄の回に仮
(i) + (i)	13	中日電台第一級の 他並の計算」間からに至 記してください。 なお、外国税額控除を受ける方は税務署にお 暴わください。

○この計算書を使った方は、申告書B第一表の「税金の計算」欄の図の金額の頭部に「⑩」と書いてください。 また、申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に「排法25」と書いてください。

27.11

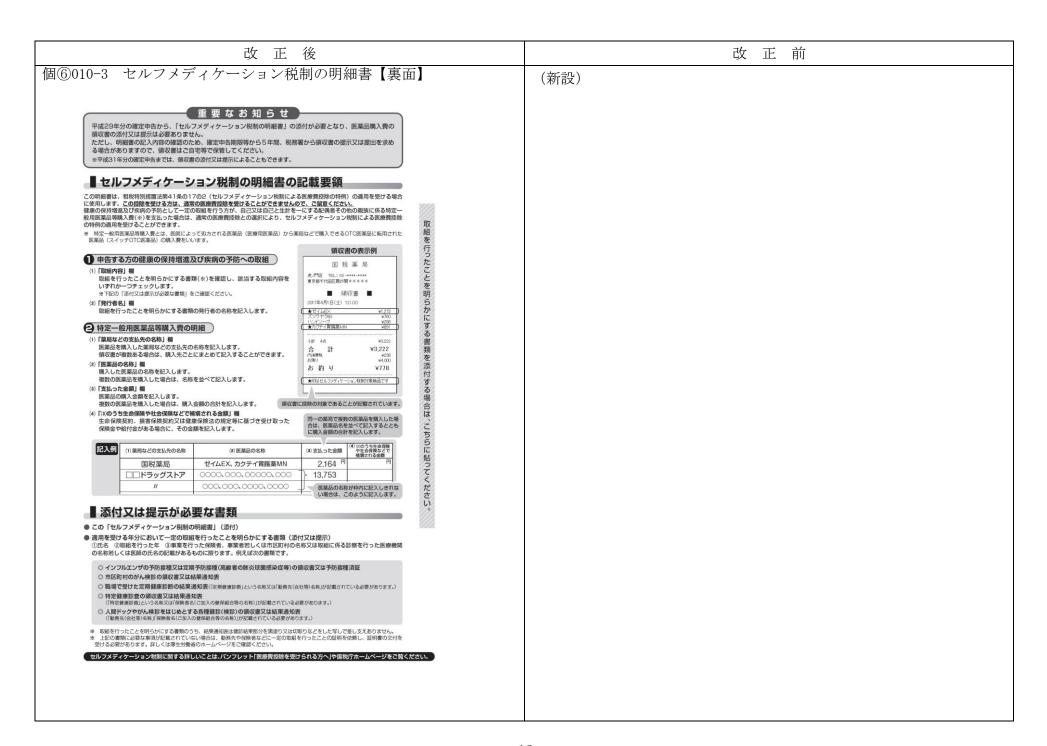
11



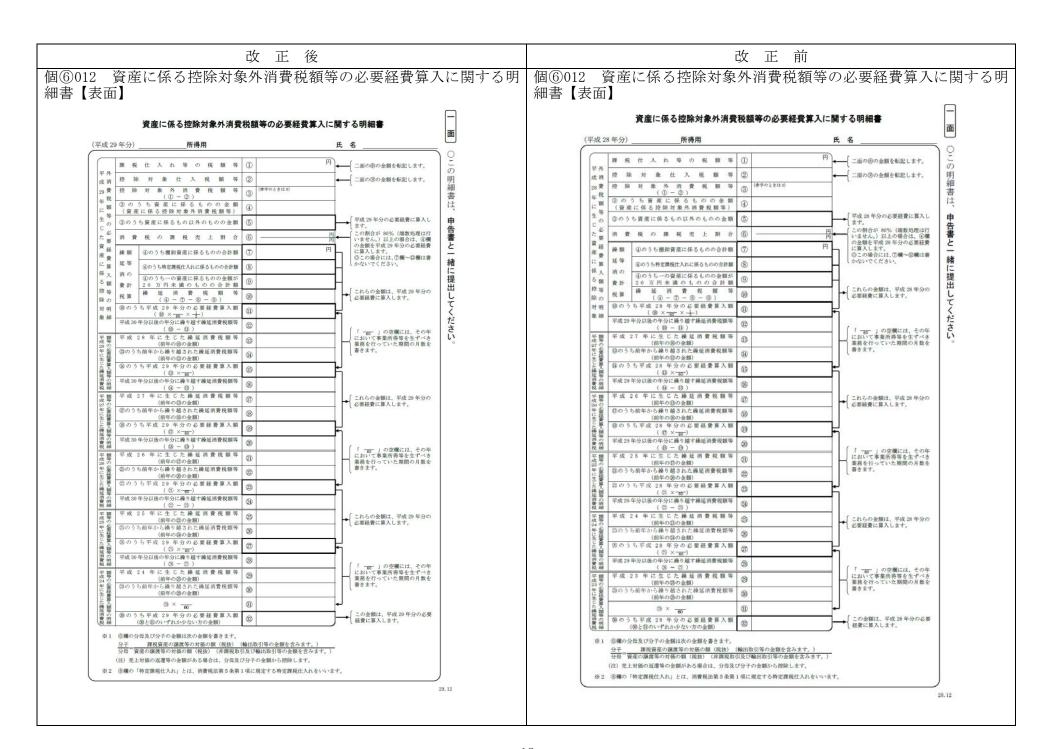


		改正後		改正前
個⑥010-2 医療	受控除の明約	田書 (次葉)		(新設)
平成	年分	医療費控除の明約	田書(次葉)	
		氏 名		
「2 医療費(上記1以	外) の明細」欄に記入しき	れない場合に、この次葉に記入	します。	
2 医療費(F記 1	以外) の明細 (つづき)		
(1) 医療を受けた方の 氏名	(2) 病院・薬局などの 支払先の名称	(3)医療費の区分	(4) 支払った医療費 の額 (5)(4)のうち生命保険などで を社会保険などで 循環される金額	政で
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		円 円
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス		
		□医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス		
		□医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス		
		□医薬品購入 □その他の医療費 □診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □ その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
		□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費		
J		計		

改正後	改正前
個⑥010-3 セルフメディケーション税制の明細書【表面】	(新設)
平成 年分 セルフメディケーション税制の明細書	
※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません	
氏 名	
1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組	
(1) 取 組 内 容	^
(2) 発 行 者 名 (何映在: 起門: 化即时、 医现象性现态化之)	重要
※取組に要した費用は、控除対象となりません。	\$6
2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができま	知 ます。 5
(1) 薬局などの支払先の名称 (2) 医薬品の名称 (3) 支払った金額 (中に) (3) 支払った金額 円	全重要なお知らせ)がありますので、必ず裏面をご確認ください。 ます。 ううち類似を開 円
	5 t t t t t t t t t t t t t t t t t t t
	V
	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	হি ত্ত
A B	
3 控除額の計算	
(合計) 田 . 🖣	
支払った金額 「中島曹第二表の「所得から難し引かれる金額 日本 「関連会などで 「機関される金額 日本 「関連なる」 「関係を発表機に転記します。」	
差引金額 (赤字のときは0円) (((((((((((((((((((
医療費益除額 (⑥ − 12,000円) (⑥ − 12,000円) (⑥ − 12,000円)	医藤黄拉]



		改正後				改 正 前	
個⑥010-4	セルフメラ	ディケーション税制の原	明細書 (2)	文葉)	(新設)		
平成	年分	セルフメディケーション税	制の明細書	(次葉)			
		氏 名		-			
「2 特定−	-般用医薬品等購入費の	ற 明細」欄に記入しきれない場合に、この次葉に	記入します。				
2 特定-	一般用医薬品等購力	入費の明細(つづき)					
(1)薬局が	などの支払先の名称	(2) 医薬品の名称	(3) 支払った金額	(4)(3)のうち生命保険 や社会保険などで 補塡される金額			
			円	円			
-							
-							
7							
	小	計					



個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明 細書【裏面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ

この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は維所得を生ずべき業務を行う年において、 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。) の経理処理について税抜経理方式(消 費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。)を採 用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次

1 平成29年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額(以下「課税 仕入れ等の税額」といいます。)と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する 金額の合計額(以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。)のうち、同条第1項の規定によ る仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額 に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額(控除対象外消費税額等)で資産に係るもの が生じた場合

に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令(以下「所令」といいます。)第182条の2

- 2 平成24年、平成25年、平成26年、平成27年又は平成28年に生じた所令第182条の2第 3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合
- ◎ 平成29年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。

	(13)	兇率適用分	and the second bloom and	Table And the last the strated	44	
	消費税額	地方消費税相当額	税率6.3%適用分	地方消費税相当額	21·	
課税仕入れ等 の 税 額 等	0	円 ⑩ (⑦×1/4) 円	Ø ₽	⊜ (⊙×1.7/6.3) 円	⊕ (②+⊕+⊙+⊜) 円	──{ 一面の①欄に 転記します。
控 除 対 象 仕 入 税 額 等	8	⊕ (⊝×1/4)	9	⊕ (⊕×1,7/6,3)	Ø (⊖+⊕+⊕+⊕)	──{ 一面の②欄に 転記します。

改正前

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明 細書【裏面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入の特例を受けられる方へ



- ⑤ この明細書は、不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う年において、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理について税抜経理方式(消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。)を採用している方が、消費税法第30条第1項の規定による仕入税額控除の適用を受ける場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに所得税法施行令(以下「所令」といいます。)第182条の2第1項から第4項までの規定の適用を受けるために使用します。
- イ 平成28年分における消費税法第30条第2項に規定する課税仕入れ等の税額(以下「課税 仕入れ等の税額」といいます。)と当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する 金額の合計額(以下「課税仕入れ等の税額等」といいます。)のうち、同条第1項の規定によ る仕入税額控除をすることができない金額及び当該仕入税額控除をすることができない金額 に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額(控除対象外消費税額等)で資産に係るもの が生じた場合
- ロ 平成23年、平成24年、平成25年、平成26年又は平成27年に生じた所令第182条の2第 3項に規定する繰延消費税額等が生じた場合
- ◎ 平成28年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

	旧模率		適用分		税率 6.3%適用分	地方消費税相当額		
	消費税額					地方研究使作品领	FT.	
課税仕入れ等 の 税 額 等	0	円	@ (⊕×1/4) P	9	0 A	⊜ (⊙×1.7/6.3) 円	® (Ø+@+⊙+⊜) Ħ	→ { 一面の①欄に 転記します。
控 除 対 象 仕入税額等	0		⊕ (⊝×1/4)		€	① (金×1.7/6.3)	⊗ (⊖+⊕+⊕)	→ { 一面の②欄に 転記します。

面

改正後	改正前
⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】	個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】
■ 平成 29 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4021 ■	■ 平成 28 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 [F A 4 D 2 D] ■
○この明細書は、(特定増改整等)住宅借入金等特別技能の適用を受ける場合に使用します。 ・ 整理 参	○この明細書は、(特定附近葉等) 住宅借入金等特別整除の適用を受ける場合に使用します。 ○この明細書の書き方については、控用の裏面を参照してください。 1 住所及び氏名 在 所
2 新築又は購入した家屋等に係る事項 3 増改築等をした部分に係る事項 居住 周 始年 月日 子 平成 取 特 倍 の 銀 所 任 所 他 年 月日 子 平成 取 特 倍 の 銀 所 日 日 子 中域 日 日 日 子 取 特 付 価 の 銀 所 日 日 子 日 日 日 日 子 取 特 付 価 の 銀 回 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	家屋に関する事項 土地等に関する事項
	5 家屋や土地等の取得対価の額 ③ 家 屋 国 土 地 等 © 合 計 ① 増 改 菜 等 (に
あなたの共有特分 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	あるため 共 1 号 7 号 7 号 7 号 7 号 7 号 7 号 7 号 7 号 7 号
取 将 対 価 の 朝 等 ³	6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 ② 住 宅 の み ② 土 地 等 の み ③ 住宅及び土地等 ③ 増 改 築 等 だ 新鉄、購入及び街送等に終る。 ③ ③ ③ ③ ③ ② ② ○ 日 さ しい
新衛、乗入及可郷改革第146名 住宅信及・金等の年末長の 高 周市田県に係るみなたの信息報合 全通算業化の場合に温度の金倉部 (任作信及・金等の年末長商 (代仲表2)の第0分金額 (大伊表2)の第0分金 (大伊表2)の第0分金額 (大伊表2)の第0分金額 (大伊表2)の第0分金額 (大伊表2)の第0分金額 (大伊表2)の第0分金 (大伊表2)の (大伊表2) (大伊夫2) (大伊表2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊夫2) (大伊	
居 住 用 割 合 例 (S+0)	田田部かに移らを移入金砂中末稿 (8 (8 × 中) (8 × H) (8 × H)
性宅街入金等の年末規稿の合計額 (您の金)・②の金)・②の金)・③の金) ② ③ の金額を二面の「世宅街入全等の年末規稿の合計額 (職に配します。 7 特定の増改築等に係る事項 (特定組改築等住宅借入人金等特別接除の適用を受ける場合のみ書いてください。) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入 (回) 工事等の費用の額 (2) (国) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日	7 特定の増改築等に係る事項 (特定地改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居 親族の方について設当する機をチェックします。 現 断数修工事等の費用の額 宝1 親族の方について設当する機をチェックします。
要等特別经際の適用を定り、場合に、あなた人は同居 親族の方について該当する欄をチェックします。 1 年齢が50歳以上(周屋親族の方の場合は6歳以上)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 年齢が50歳以上 (周青龍泉の方の除合はの歳以上) 13 帯容多類限度第1耳の費用の計画 10 帯容の破壊等1耳の費用の計画 10 帯容の破壊等1 にはまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
氏名() 統柄() 関係を正常を示していまいます。	8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切拾で) ※ 二面の②の金額を転記します。 ① □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 (100円未満の爆放切拾で) ※ 二面の砂の金額を転記します。 図	等下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。
9 控除証明書の要否 - 平成30年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の 文付を要する方は、右の「要する」の文字を〇で囲んでください。	平成2年分以称に年末期整でこの技験を受けるため、技験証明書の 文付を要する方は、右の「要する」の文字を〇で開人でください。

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

氏名

- ○平成29年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
- ○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住	E宅借入金等	の年末残高の合語	计额 ※ -	一面	の⑨の金額	を転	記	します。		9			円	١
番号	居住の用	日に供した日等	算式等		(特定増改築等 を借入金等特別 0円未満の端数	控除額	番号	居住の用	に供した日等	算式等		(特定増改築等 を借入金等特別 0円未満の端数	控除額	
		平成26年 1月1日か 6平成29 412月31 対特定取得に 312月31 数当するとき	⑨× 0.01=	(18)	(最高40万円)	0 0	1	認定住宅等 の新集る企業 に係続した を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	平成25年中に居住 の用に供した場合	9× 0.01=	(18)	(最高30万円)	о 0	
	住宅借入金 等特別控除	日までの 間に居住 の用に供 した場合 と が特定取得に した場合 と 数当しないとき	⑨× 0.01=	(18)	(最高20万円)	0 0		等特別技術しな と 場合 を選場 を選場 を と	平成24年12月4日から平 成24年12月31日までの間 に居住の用に供した場合		(18)	(最高40万円)	0 0	
	の適用を受ける場合	平成25年中に居住 の用に供した場合	⑨× 0.01=	(18)	(最高20万円)	00		高齢者等居 住改修工事	年1月 該当するとき 1日か ③の金額(最高1)	(18)	(最高12万5千	-円) 円	١
1	(2から8	平成24年中に居住 の用に供した場合	⑨× 0.01=	18)	(最高30万円)	00		等に係る特定増改築等	29年12 月31日 までの 放当しないと		(10)		0 0	
	のいずれか を選択する	平成23年中に居住 の用に供した場合	9× 0.01=	18)	(最高40万円)	00	5	住宅借入金等特別控除	住の用 ⑤の金額(歳高) に供し の金額(た場合 + () ×0.02 ((a) -(17) ×0.01 =	(18)	(最高12万円)	о 0	
	場合を除きます。)	平成21年1月1日から平 成22年12月31日までの間 に居住の用に供した場合	⑨× 0.01=	(18)	(最高50万円)	0 0		を選択した	平成25年1月1日か 31日までの間に居住の ⑤の金額(最高1,000万円 ⑥(用に供した場合	(18)	(最高12万円)	円	١
73		平成20年中に居住 の用に供した場合	9×0.005=	(18)	(最高10万円)	0.0	H	場合)×0.02 (③-②)×0.01= 等が特定取得に	10		0 0	ı
)	住宅借入金 等特別控除 の控除額の	平成20年中に居住 の用に供した場合	9×0.006=	(18)	(最高12万円)	0 0		断熱改修工 事等に係る	1日か ら平成 29年12 19の金額(最高1 0の金額(19の金額(19の金額()) ×0.02 (a) – (j)) ×0.01 =	(18)	(最高12万5千	-円) 円 〇 O	
	特例を選択 した場合	平成19年中に居住の用に供した場合	9×0.004=	(18)	(最高10万円)	00	6	特定增改築 等住宅借入	までの間に居 関に居 使の用	(四元000,	(18)	(最高12万円)	円	
	認定住 宅の新 認定住	平成26年 住宅の取得等 1月1日か 6平成29 年12月31 日までの 住宅の取得等	⑨× 0.01=	(18)	(最高50万円)	00		金等特別控 除 を 選 択	に供し た場合 + (平成25年1月1日かり 31日までの間に居住の		(10)		0 0	I
	築等に 係る住 宅借入 定長期	日までの 関に居住 の用に供 した場合 設当しないとき	⑨× 0.01=	(18)	(最高30万円)	0 0		した場合	⑨の金額(最高1,000万円 。(a) (i)の金額((a) -(b) ×0.02 (a) -(b) ×0.01 =	(18)	(最高12万円)	0.0	I
	金等特優良住 別控除 宅に該	平成25年中に居住 の用に供した場合	9× 0.01=	(18)	(最高30万円)	00	_	多世帯同居改 修工事等に係 る特定増改築	平成28年4月1日か 31日までの間に居住の ⑨の金額(最高1,000万円	用に供した場合		(最高12万5千	-円) 円	
	の特例 を選択 したとき	平成24年中に居住 の用に供した場合 平成21年6月4日から平	9× 0.01=	(18)	(最高60万円)	0 0		等住宅借入金等特別控除を選択した場合	(①(①の金額(+・ 平成26年4月1日から平))×0.02 ((a) -(7) ×0.01 =	(18)	(最高60万円)	0 0	
	場合	成23年12月31日までの間 に居住の用に供した場合	9×0.012=	(18)		0 0		震災特例法 の住宅の再 取得等に係	成29年12月31日までの間 に居住の用に供した場合	9×0.012=	(18)		00	
	の新条等 に係る住金 定番人全素 に発生を表生を	平成26年 住宅の取得等 1月1日か 6平成29 年12月31 日までの 仕字の取得等	⑨× 0.01=	(18)	(最高50万円)	0.0	8	る住宅借入 金等特別控 除の控除額	平成25年1月1日から平 成26年3月31日までの間 に居住の用に供した場合	9×0.012=	(18)	(最高36万円)	0.0	
	子竹別記 コーロセル	日までの 間に居住 の用に供 が特定取得に した場合 該当しないとき	9× 0.01=	18)	(最高30万円)	0.0		の特例を選 択した場合	平成23年1月1日から平 成24年12月31日までの間 に居住の用に供した場合	(9) × 0.012 =	(18)	(最高48万円)	0.0	

- ※1 ®欄の金額を一面の®欄に転記します。
- ※2 ⑤欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑩欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用。を作成します。

その作成した各明細書の⑱欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の⑲欄に記載します。

CANIENCE OF THE	自己の意識の変化の自由限を取り得り、民心の利用の人は民心の自然来がた所	0.11	WITH THE THE PLANT OF TO
重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(⑱の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に 係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	19	0 O
震災特例法の重複適用 の特例を受ける場合	各明細書の控除額(⑮の金額)の合計額を記載します。	19	т О О

※ ⑩欄の金額を一面の⑲欄に転記します。

改正前

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

- ○平成28年分 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
- ○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名 住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑨の金額を転記します。 (特定增改集等) (特定增改築等) 面 居住の用に供した日等 复式等 住宅借入金等特別控除額 居住の用に供した日等 算式等 住字借入全等特别特险额 100円未満の郷数切捨て 100円未満の端数切捨て (最高40万円) (最高30万円) 平成26年 仕字の取得等 認定住宅 の需集等 宅が認 に係るも、定低炭 の用に供した場合 1月1日か が特定取得に 6平成28 第12月31 該当するとき 提 00 00 日までの 日までの 日までの 住宅の取得等 に居住 が特定取得に した場合 放当しないとき (最高20万円) (最高40万円) × 0.01 成24年12月31日までの開 9) × 0.01 用 を選択しまる 灰が平12月の1日の た場合とき に居住の用に供した場合 00 00 高齢者等居 平成26 住宅の増改築等が特定取得に 富齢者等居 年1月 該当するとき (最高20万円) 等特別控除 平成25年中に居住 0.01 の用に供した場合 00 (最高12万5千円) の適用を受 (最高30万円) 0.0 平成24年中に居住 ける場合 9× 0.01= の用に供した場合 00 (2から8 Lt (最高40万円) (最高12万円 平成23年中に居住 9× 0.01: のいずれかの用に供した場合 00 00 を選択する 平成21年1月1日から平 (最高50万円) 成22年12月31日までの間 (9)× 0.01 場合を除に居住の用に供した場合 00 (最高12万円) 合 頭の金額(場 (最高10万円) + (0) - (0) × 0.02 0.0 きます。) 平成20年中に居住 緒 9×0.005= 平成26 住宅の増改築等が特定取得に 車1月 動当するとき 1日か ②の全額(最高1,000万円) の用に供した場合 00 (最高12万5千円)円 (最高12万5千円) 平成19年中に居住 ら平成 90年19 16の金額(9×0.005 事等に係る 第定増改築 特定増改等 等住宅借入 第0の全額 (第0・00 × 0.01 = 1 (10・00) × 0.01 = 1 (10 × 00) × 0.01 = 1 (の用に供した場合 00 00 (最高12万円) 住宅借入金 平成20年中に居住 9×0.006= 等特別控除 の用に供した場合 0.0 (最高12万円) の控除額の 金等特別控 た場合 ゆの金額((最高15万円) 00 特例を選択 平成19年中に居住 $(9) \times 0.006$ + (3) - 20/ x 0, 01 = 平成24年1月1日から平成25年12月 31日までの間に居住の用に供した場合 した場合 の用に供した場合 00 除を選択 平成26年 住宅の取得等 1月1日か が特定取得に した場合 9の金額(最高1,000万円) (最高50万円) (最高12万円) 宅の新認定住 年12月31 が特定取得に 第24年 年12月31 認定住 9× 0.01= 頭の金額(00 00 築等に 名住 名住 宅が認 電影に選生 かいます。 名子の 住宅の取得等 の別に集 が特定取得に 定長期 (最高30万円) 平成28年4月1日から平成28年12月 31日までの間に居住の用に供した場合 9)× 0.01= 修丁事等に任 (最高12万5千円) P 00 る特定増改築 等住宅借入金 ⑨の金額(最高1,000万円) (最高30万円) 3 金等特 優良住 平成25年中に居住 の用に供した場合 60の金額(0.0 9× 0.01 + (a -16) × 0.01 00 選択した場合 別控除宅に該一 平成26年4月1日から平 (最高60万円) 震災特例法 (最高40万円) の特例 当する 平成24年中に居住 の用に供した場合 の住宅の再 成28年12月31日までの間 ⑨×0.012= (9) × 0.01 = 0.0 に居住の用に供した場合 00 取得等に係 平成25年1月1日から平 (最高36万円) したとき 平成21年6月4日から平 (最高60万円) る住宅借入 成26年3月31日までの間 ⑨×0.012= 場合 成23年12月31日までの間 (9)×0.012= 00 金等特別控 00 に居住の用に供した場合 に居住の用に供した場合 除の控除額 認定性を認定性 | 住宅の取得等 | 住宅の取得等 | 住宅の取得等 | 住宅の取得 | 住宅の取得 | 住宅の取得 | 日本の取得 | (最高48万円) 平成23年1月1日から平 (最高50万円) の特例を選 成24年12月31日までの同 ⑨×0.012= (9)× 0.01= 00 択した場合 に居住の用に供した場合 00 (最高30万円) × 0.01= 00

- ※1 ⑰欄の金額を一面の⑰欄に転記します。
- ※2 ②欄のかっこ内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ○重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける場合には、次の⑧欄を記載します。

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合 (これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の 年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに (特 定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書又は (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した 方用)を作成します。

その作成した各明細書の①欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の③欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額 (⑰の金額) の合計額 (住宅の取得等又は住宅の増改築等に 係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。) を記載します。	(18)	00
震災特例法の重複適用 の特例を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額を記載します。	(18)	я 0 О

※ ⑬欄の金額を一面の⑱欄に転記します。

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き 方・1ページ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~6に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

種類	使用区分						
(付表1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与 税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて 「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。) の適用がある場合						
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合						

- 添付書類など詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額|欄

②欄は次の表に従って、該当する金額を転記又は計算して記載します。

		住宅取得等資金の)贈与の特例適用なし	住宅取得等資金の贈与の	
		共有持分なし	共有持分あり	特例適用あり	
Aの2欄		(ii)	(□×A)Ø(1)	(付表1)の©の20	
(B)	Bの②欄 余		(赤×®の①	(付表1)の①の26	
補助金等なし		0)	①×①の①	/H=1\0@0@	
Dの②欄	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の⑥×①の①	- (付表1)のEの26	

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ②欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。) に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます (2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等残高 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、 \mathbb{E} の⑦欄と \mathbb{E} の⑦欄の割合又は \mathbb{E} の⑦欄と \mathbb{E} の⑦欄の割合の差が10%以内(⑦欄が90%以上のため100%と記載した場合であっても、それぞれ正確な割合(例えば、92.5%など)により比較します。)である場合には、それぞれ \mathbb{E} の面積は「 \bigcirc × \mathbb{E} の⑦」又は「 \bigcirc × \mathbb{E} のの⑦」とし、 \mathbb{E} の⑦欄は、それぞれ \mathbb{E} のの間合又は \mathbb{E} のの割合と書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑥の⑦欄と卧の⑦欄の割合又は卧の⑦欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の⑦欄の割合又は围の⑦欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の⑧欄に次の i の金額と ii の金額の合計額を書きます。

19	⑤の⑥欄の金額(III)	V	(Aの2)欄又はDの2)欄の金額(円)	V	Eの⑦欄又は/	%)		1	111)
1	Gの個幣の並供(H)	^	© の ② 欄 の 金 額(円)	^	Eの⑦欄又は(Bの⑦欄の割合(70)	_	(円)
***	◎の◎棚の◇館/	ш		B の ② 欄 の 金 額(円)		序の⑦欄の割合(%)		1	円)
11	⑥の⑥欄の金額((1)	^	© の ② 欄 の 全 額(円)	^	正の(小園の割合(70)	_	(11)

改正前

個⑥020 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き 方・1ページ】

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

○ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)の作成に当たっては、次の1~6に留意して記載してください。

なお、次に該当する場合は、使用区分に応じて、「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)及び「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。)を併せて使用します。

種類	使用区分						
(付表 1)	住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与 税の非課税」又は「住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて 「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。) の適用がある場合						
(付表2)	連帯債務による住宅借入金等を有する場合						

- 添付書類など詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署にお尋ねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄

「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある場合に書いてください。 また、「土地等に関する事項」欄の「〔平成 □□ .□□ 〕」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得 の日を書いてください。

2 「5 家屋や土地等の取得対価の額|欄

②欄は次の表にしたがって、該当する金額を転記又は計算して記載します。

		住宅取得等資金の	の贈与の特例適用なし	住宅取得等資金の贈与の
		共有持分なし	共有持分あり	特例適用あり
Aの②欄		(1)	(P×AOI)	(付表1)の℃の図
·B	の②欄	⊕	(〒×(Bの①	(付表1)の①の図
D a O HIII	補助金等なし	0)	()×(D⊘(1)	/H#1) n@n@
①の②欄	補助金等あり	(付表1)の⑥	(付表1)の⑥×①の①	- (付表1)の臣の図

3 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄

(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。) に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)。

なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等残高 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

(2) ⑦欄は、小数点以下第2位を切り上げて記入します。

なお、Eの⑦欄とEの⑦欄の割合又はEの⑦欄とEの⑦欄とEの⑦欄とEの⑦人以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれEの面積はEはEの⑦」又はEの⑦」とし、Eの⑦側は、それぞれEの創合又はEの⑦側の割合又はEの⑦側を書いても差し支えありません。

(3) ⑥の⑦欄の記入に当たって、⑥の⑦欄と⑥の⑦欄の割合又は⑥の⑦欄と⑪の⑦欄の割合が異なる場合は、税務署にお尋ねください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き 個(6)020 方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

	⑨欄の最高限度額							
居住の用に供した日	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号 8 (住宅の再取得等に係る控除額の特例)	二面番号5~7 (特定增改築等				
平成26年1月1日から 平成29年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)	1.000万円				
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	7.00000000				
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円					
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円					
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)						
平成20年中	2,000万円							
平成19年中	2,500万円							

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から⑪欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書」に記載されている次の金額を記入します。

- ①棚 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ①欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- □欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- □欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- №欄 … 「特定耐久性向上改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます
- ※1 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の9、12、15、18又は22欄の金額をそれぞれ回、11、12、13又は ①欄に書きます。
- ※2 ^{①欄}の金額が50万円を超える場合に、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の 適用を受けることができます。
- ※3 ①欄又は⑫欄の金額が50万円を超える場合に、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の 適用を受けることができます。
- ※4 ⑤欄の金額が50万円を超える場合に、多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適 用を受けることができます。
- ※5 特定断熱改修工事等と併せて特定耐久性向上改修工事等を行う場合において、印欄の金額が50万円を超える ときに、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

5 二面への転記

一面①欄の金額は、以下の区分に応じて二面へ転記してください。(1) ⑩欄の金額がある場合は、二面番号5の①欄へ転記

- (2) ⑩欄の金額がなく、⑪欄又は⑫欄の金額がある場合は、二面番号6の⑰欄へ転記
- (3) ⑩欄から⑫欄の金額がなく、⑬欄の金額がある場合は、二面番号7の⑰欄へ転記

6 「8 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑬欄に転記します。 なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
- 「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) (1)以外の場合で災害により居住の用に供することができなくなった場合に適用期間の特例を受けるとき 「適用期間」の文字を○で囲みます。
- (3) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合
 - 「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑪欄に記載します。
- (4) (3)以外の重複適用を受ける場合
- 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑩欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

7 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
- (6) (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:平成29年3月13日居住開始(特定))を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
- ⑩ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年 4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成29年2月13日居住開始(特定))の いずれも記載します。

改正前

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き 個⑥020 方・2ページ】

(4) ⑨欄は、それぞれ次の金額が最高限度額となります。

	⑨欄の最高限度額									
居住の用に供した日	二面番号1及び2	二面番号3及び4 (認定住宅の特例)	二面番号 8 (住宅の再取得等に 係る控除額の特例)	二面番号5~7 (特定增改築等)						
平成26年1月1日から 平成28年12月31日まで	4,000万円 (2,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※1)	5,000万円 (3,000万円)(※2)							
平成25年中	2,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円						
平成24年中	3,000万円	4,000万円	4,000万円							
平成23年中	4,000万円	5,000万円	4,000万円							
平成21年1月1日から 平成22年12月31日まで	5,000万円	5,000万円 (※3)								
平成20年中	2,000万円									
平成19年中	2,500万円									

- ※1 括弧内は住宅の取得等又は住宅の増改築等が特定取得に該当しない場合
- ※2 括弧内は平成26年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合
- ※3 適用は平成21年6月4日以降

4 「7 特定の増改築等に係る事項」欄

⑩欄から四欄は、建築士等から交付を受けた「増改築等工事証明書 | に記載されている次の金額を記入します。

- ⑩欄 … 「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ①欄 … 「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ②欄 … 「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ③欄 … 「特定多世帯同居改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- ※ 補助金等の交付を受けるときは(付表1)の⑨、⑩、⑮又は⑱欄の金額をそれぞれ⑩、⑪、⑪、⑬欄に書きます。

5 「8 (特定增改築等)住宅借入金等特別控除額」欄

二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を計算し、⑰欄に転記 します。

なお、重複適用などを受ける場合はそれぞれ次によります。

- (1) 震災特例法の適用期間の特例を受ける場合
 - 「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。
- (2) 震災特例法の重複適用の特例を受ける場合

「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を③欄に記載します。

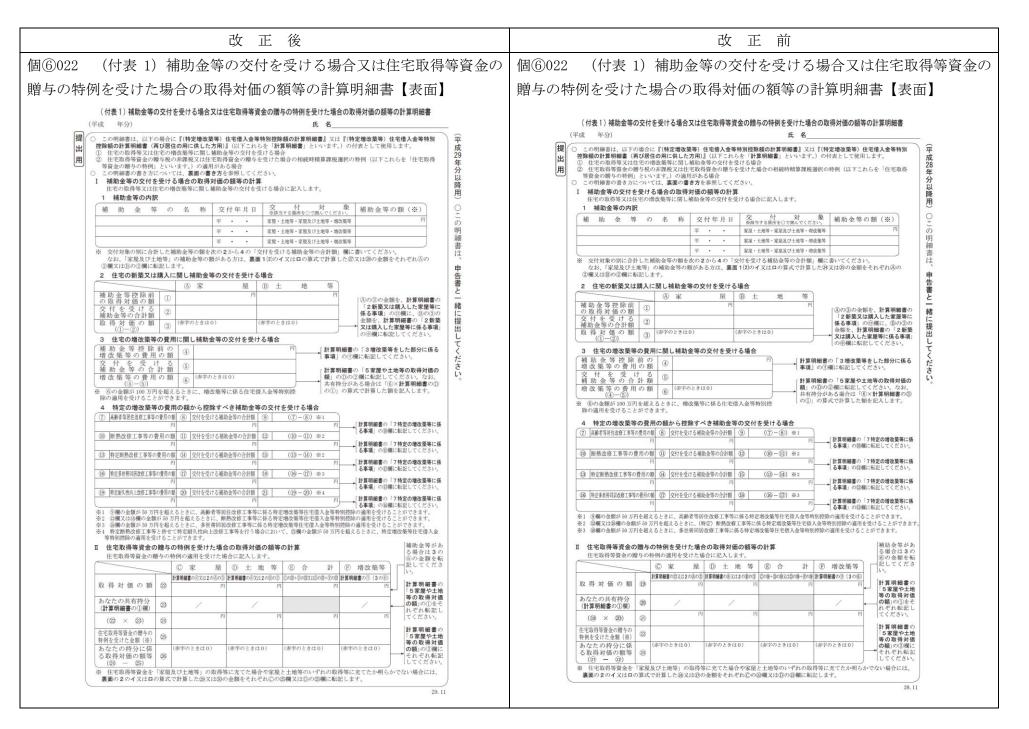
- (3) (2)以外の重複適用を受ける場合
 - 「重複適用」の文字を○で囲んだ上、控除額を®欄に記載します。
- ※ 重複適用とは、二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることをいいます。

6 申告書への転記等

- (1) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受けない方
- ⑰ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除」に転記します。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に居住開始年月日等(例:平成28年3月13日居住開始(特定))を書きます。

- (2) 重複適用又は震災特例法の重複適用の特例を受ける方
- ⑱ (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除」に転記します。
- また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る居住開始年月日等(例:平成23年 4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る居住開始年月日等(例:平成28年2月13日居住開始(特定))の いずれも記載します。



個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の 贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書 き 方 (提出用)

1 「I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の範囲

住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得 等又は住宅の増改築等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助 令又は給付金その他これらに撃づるものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面の①の②欄又は③の②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を 受けたか明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の額②と、「土地等」に係る補助金等の額③とに区分した 金額をそれぞれ表面の③の②欄又は③の②欄に転記してください。

(部) マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する新合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借う金等を有する場合で、それぞれの取得労債の額を区分しないときは、この側の記入は省略し、家屋及び土地等の取扱労権の額の合計組めらその補助金等の額を差し引いた金額を計算機書の②の②帰に記入します。

イ 「家屋」に係る補助金等の額の計算

ロ「土地等」に係る補助金等の額の計算

[Lishts outs Atomes	27.5	「家屋及び土地等」			28	y :	m)
「土地等」の補助金等の額 (円)	т	の補助金等の額 × (円)		表面の①の①欄の金額 + 表面の③の①欄の金額 (円) (円)	_	8	

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。 なお、特定単改築等住宅借入金等特別経緯の適用を受ける場合で、高齢者等居住改修工事等を含む増改築等、(特定) 断熱改修工 事等を含む増改築等又は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の③欄にはこれら の補助金等の額の合計額を3人します。

(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家盤の高齢者等級住改修工事等を含む増改築等、(特定) 斯熱改修 工事等を含む増改築等又は特定多世帯同原改修工事等を含む増改築等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてくだ さい。

2 「Ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

表面の容欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の 額に充てた金額をそれぞれ書きます。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で 共有でないときは、次の算式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家屋」 に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額②と に区分した金額をそれぞれ表面の②の念欄又は①の念欄に総記してください。

イ 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

	「家屋」に関し特例 の適用を受けた金額		「家屋及び土地等」 に関し特例の適用	計算明細書の回の金額又 (iti	表面の③の①欄の全額 円)		0.7	円)
(円)	(を受けた金額 × 円)	計算明細書の②の金額又は 表面の③の①欄の金額 (ロ)		計算明細書の③の金額又は 表面のBの①欄の金額 (四)	_	(a) (13)

ロ「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

「土地等」に関し特例 の適用を受けた金額	けた全額 に関し特例の適用			計算明細書の念の金額又は表面の③の①欄の金額 (円)			30 (円)
(円)	(を受けた金額 円)	^	計算明細書の②の全額又は 表面の③の①欄の金額 (円)	計算明細書の⊕の金額又は + 表面の③の①機の金額 (円)	ī	30 ((1)

改正前

個⑥022 (付表 1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の 贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【裏面】

書 き 方 (提出用)

1 「 I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算」

(1) 補助金等の節目

住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価の額又は費用の額から控除すべき「補助金等」は、平成23年6月30日以後に住宅の取得 等又は住宅の増改条等に係る契約を締結し、その住宅の取得等又は住宅の増改祭等に関し、国又は地方公共団体から交付される補助 を又は給付金予約に入れに関するものをいいます。

(2) 「2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

表面のAの②欄又はBの②欄は、「1 補助金等の内訳」の交付対象の別にその合計額を記入します。

なお、「家屋及び土地等」の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や家屋と土地等のいずれの取得等に関し補助金等の交付を 受けたが明らかでない場合には、次の算式により、「家屋」に係る補助金等の観念と、「土地等」に係る補助金等の観念とに区分した 金額を予ルデル券帯の20の2個収1は取の2個に40001、「大きない。

(街) マンションなどの区分所有建物のように、家屋及びその土地等の居住の用に供する割合が同じで共有でなく、かつ、「住宅及び土地等」に係る住宅借か金等を有する場合で、それぞれの取得対価の数区公分しないとさは、この種の込んは省略し、家屋及び土地等の取得が値の割の合計を加からその補助金券の頭を差し引いた金額を計算列電きの②の受機に記入します。

イ 「家屋」に係る補助金等の額の計算

ロ 「土地等」に係る補助金等の額の計算

(3) 「3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う一定の増改築等の工事で、その工事に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

なお、特定機改築等は生産品へ金等特別経験の適用を受ける場合で、高齢者等最佳改修工事等を含む機改築等、(特定) 断熱改修工 事等を含む増改築等以は特定多世帯同居改修工事等を含む増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合には、表面の⑤欄にはこれら の補助金等の類の合計類を犯人します。

(4) 「4 特定の増改築等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合」欄

家屋につき行う増改築等の工事で、その工事と併せて行うその家屋の高齢者等居住改修工事等を含む増改築等。(特定)断熱改修 工事等を含む増改集等又は特定多世帝同居改修工事等を含む増改集等に要した費用に関し補助金等の交付を受ける場合に書いてください。

2 「Ⅱ 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算」

住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合は、家屋の新築若しくは購入の対価の額又は増改築等に要した費用の額からその適用を受けた部分の金額を差し引いた額が、その家屋や土地等の取得対価の額等となります。

表面の容欄については、この特例の適用を受けた金額のうち、「家屋」、「土地等」又は「増改築等」の取得等の対価の額又は費用の 額に充てた金額をそれぞれ書きます。

なお、住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合で 共有でないときは、次の展式により計算した額を「家屋」又は「土地等」に充てたものとして差し支えありません。この場合、「家園」 に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額砂と、「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額砂と に区分した金額をそれぞれ表面の©の企構収は⑪の企業に応じてください。

イ 「家屋」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算



ロ 「土地等」に係る住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた金額の計算

	「土地等」に関し特例 の適用を受けた金額		「家屋及び土地等」 に関し特例の適用	V	計算明練書の®の金額又は表面の図の①欄の金額 (円)	_	Ø (円
9	(円)	+	を受けた金額 円)	×	計算明細書の®の金額又は 表面の®の①欄の金額 + 表面の®の①欄の金額又は (円) 円) 円)		Ø (13